

7 畜 産 第 1738 号
令和 7 年 10 月 22 日

協同組合 日本飼料工業会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
日本養鶏農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国精麦工業協同組合連合会会長
全国飼料卸協同組合理事長
全国飼料輸入協議会会長

殿

農林水産省畜産局
飼 料 課 長

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜の確認に伴う飼料配送にあたって
の防疫対策の強化及び飼料代金の支払猶予について

貴会におかれましては、日頃より、畜産農家に対する飼料の安定供給に御尽力
いただいていることに御礼申し上げます。

さて、高病原性鳥インフルエンザの防疫対策については、別紙の「高病原性鳥
インフルエンザの防疫対策の徹底について」(令和 7 年 9 月 8 日付け 7 消安第 3460
号農林水産省消費・安全局長通知) により、都道府県等に対して万全を期すよう
お願いしているところです。

このような中、本日 10 月 22 日に北海道において、本病の疑似患畜が確認^(注 1)
されたことから、改めて、飼料運搬車両等の消毒等の徹底による本病のまん延防
止対策を特に強化する必要があるところです。

つきましては、本病の疑似患畜の確認に伴い設定された制限区域内においては、
「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝
染病防疫指針」^(注 2)、「飼養衛生管理基準(鶏その他家きん)」^(注 3)等を踏ま
えて、農場入退場時の身体、器具、車両等の消毒の徹底、感染リスクの低い運搬

経路の選択、配送経路の記録・保存等を確実に実施するとともに、その他の地域においても、飼料運搬時の防疫対策について各都道府県の家畜衛生部局から特段の指示等がある場合には、その指示等を確実に履行するよう、貴会の会員等及び関係飼料配送業者に周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

併せて、移動制限区域及び搬出制限区域内の農家をはじめとして、本病の疑似患畜の確認等に伴い飼料代金の支払いが困難となった農家への支払猶予について、今後とも特段の御配慮をいただきたく、貴会の会員等に対し要請いただきますようお願い申し上げます。

(注1) 北海道における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の開催について（プレスリリース）

(<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/251022.html>)

(注2) 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_bousi/attach/pdf/index-75.pdf)

(注3) 飼養衛生管理基準（鶏その他家きん）

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/attach/pdf/index-274.pdf)